

雪対策についてのお知らせ

除雪作業中の事故防止について

毎年、屋根の雪下ろしや除雪作業中の事故が相次いで発生しています。事故を防ぐためにも「除雪作業の事故防止10箇条」を守り、安全な除雪作業を心がけましょう。

除雪作業の事故防止10箇条

- ①作業は家族、隣近所にも声をかけて2人以上で！
- ②建物のまわりに雪を残して雪下ろし！
- ③晴れの日ほど要注意、屋根の雪がゆるんでる！
- ④はしごの固定を忘れずに！
- ⑤除雪機の雪詰まりの取り除きはエンジン切ってから！
- ⑥低い屋根でも油断は禁物！
- ⑦作業開始直後と疲れたころは特に慎重に！
- ⑧面倒でも命綱とヘルメットを！
- ⑨命綱、除雪機など用具はこまめに手入れ・点検を！
- ⑩作業のときには携帯電話を持っていく！

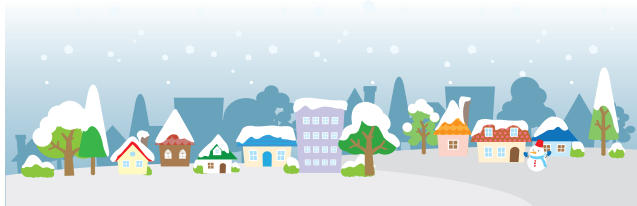


冬期間の空家適正管理について

空家の屋根に積もった雪を放置すると、隣家や通行人への落雪被害など、周辺地域に大きな被害・悪影響をおよぼします。また、長期間放置されている空家は、老朽化が進行すると屋根雪により倒壊するおそれがあり大変危険です。

市内に空家をお持ちの方は、定期的に屋根の雪下ろしを行うなど、冬期間における空家の適正管理に努めてください。また、空家の周辺地域の方は、屋根雪が積もっている空家には近づかない、または用心して通行するなど、日頃からご注意ください。

問…防災管理室 内線2115



除排雪作業に市民の皆さんのご協力とご理解をお願いします

市では、冬期間の安心・安全な道路交通の確保のため、除排雪作業を実施していますが、どうしても市民の皆さんの協力が必要です。

除排雪作業を円滑に実施するため、市民の皆さんに次のことをお願いします。



深夜の除排雪作業にご理解ください

交通渋滞を起こさないよう、除排雪作業は主に交通量の少ない深夜から早朝に行われます。騒音等にご理解ください。

自分の家の間口は自分で除雪をお願いします

除雪車が通った後はどうしても間口に雪が寄せられてしまいます。間口に寄せられた雪は、市民の皆さんで除雪するようにご理解とご協力をお願いします。

作業中の除雪車は危険です

除雪車の前後約10mは死角です。雪の中に混じった石やガラス片が飛び散る場合もあります。30m以内には近寄らないようにしてください。

除雪作業の事故防止にご協力ください

車乗り入れや段差解消のためのステップ、融雪のためのホース、道路上に伸びた木の枝や生垣など、除排雪作業の妨げになるものは道路上に出さないでください。除雪車の故障や作業員の怪我の原因となりますので、ご協力をお願いします。

敷地内の雪を道路に出さないでください

各戸敷地内の雪は道路に出さないでください。道路に出された雪は交通の支障になるだけでなく、交通事故の原因にもなりますので、ルールとマナーを守り、雪は市指定の雪捨て場に捨ててください。

路上駐車はやめましょう

除排雪作業の支障となるだけでなく、一般車両や緊急車両の通行の妨げになります。路上駐車はやめてください。

市 道

〔五所川原地区〕

スノーステーション TEL33-6205

〔金木地区〕

金木総合支所産業建設係 TEL35-2111(内線3209)
金木除雪センター TEL53-3877

〔市浦地区〕

市浦総合支所産業建設係 TEL35-2111(内線4043)

国道・県道

西北地域県民局道路施設課 TEL34-2111(代)

*広報ごしよがわら令和元年12月号6ページに記載していましたが須藤工業の電話番号に誤りがありました。お詫びして訂正します。 誤 34-7109 正 26-6224